

⑥ 課外活動

課外活動（クラブ・サークル）

本学では、積極的な課外活動を推奨しており、学生の皆さんからの要望に応じて団体（学友会公認クラブやサークル）を立ち上げて活動を行うことができます。ここでは主に団体の立ち上げから運用におけるルールについて記しますので、よく読んで手続き～運用を行ってください。

（1）団体（公認クラブ・サークル）の立ち上げ

事務局前にある「学生団体設立願」を学友会に提出してください。

- サークルは一定人数を確保すれば設立は容易ですが、クラブとして活動を行うには学友会の承認が必要です。また、サークルとして一定年数を経過した団体は、クラブに「昇格」することも可能です。設置基準についてはP39を参照してください。
- 団体は1年ごとの更新制のため、継続（変更）する場合は年度初めに「学生団体届出継続・変更届」を必ず学友会に提出してください。
- 解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。

（2）学内施設を利用したい時（公認クラブ・サークル）

事務局前にある「施設等使用願」を総務課に提出してください。

- 使用日の10日前までの提出が必須です。
- 使用における注意点は、使用規則（P40～47）をよく読んでください。

（3）学外施設の利用料補助について（公認クラブ）

クラブ活動として学外施設を利用せざるを得ないと認められた場合に限り、その施設利用料の一部を補助する制度があります。ただし、施設利用に必要な手続き（予約・支払い等）は、各団体で行ってください。

- 補助を受ける場合は学務課への事前申請が必要です。まずは窓口へ相談に来てください。
- 利用後1ヶ月以内に領収書の提出がない場合、また領収書の宛名がクラブ名でない場合、もしくは領収証があっても事前の申請がなかった場合、補助は受けられません。
- サークルおよび個人での利用は、補助の対象とはなりません。

Ⅱ 学生生活に関する内容

(4) 遠征（合宿）を行う時（公認クラブ）※ゼミ合宿も含む

- 事務局前にある「合宿・遠征届／実施報告書」に参加者名簿を添付して、事前・事後の計2回、学務課へ提出してください。

なお、各団体の設置基準は以下の通りです。

基準要件	学友会公認クラブ		サークル	
	クラブA	クラブB		
	継続基準	クラブA昇格基準	クラブB昇格基準	設立基準
部員数	10名以上	5名以上	5名以上	3名以上
年間活動	5回以上	3回以上	3回以上	—
顧問の有無	必須		必須	任意
総会への出席	必須		必須	—
活動継続年数	—	1年以上	半年以上	—
備考	・学友会公認クラブ、サークルは年度毎に「団体継続願」の提出必須			
	・昇格を希望するクラブ、サークルは昇格申請を提出の上、総会での承認必須			
	・クラブAへの昇格はクラブBで1年間以上の活動が必要			

- 年間活動実績回数とは、大学諸行事、諸大会への参加、対外的なセミナー開催やボランティア活動などの回数を指します。
- 原則として、既に他クラブの部長・監督となっている者の兼任はできません。
- 継続基準を満たしていないクラブは、次年度は降格の対象となります。

団体の立ち上げから運用に関しては、お気軽に学友会メンバーに相談して下さい。

アルバイト

大学宛に案内が届いたアルバイト情報については、学内に設置した専用掲示板に随時掲示します。問い合わせや申し込みについては、学生本人が直接企業に連絡を取ってください。

- アルバイト専用掲示板設置場所
 - ・胎内キャンパス : L棟（厚生棟）3階学生ラウンジ
 - ・新潟キャンパス : 1階学生ラウンジ